

基本目標Ⅰ 男女平等意識の向上

1 男女平等意識の形成

(1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発

具体施策	事業内容	担当課
①学習会や研修会の実施	○男女共同参画週間事業、セミナーを開催します。	コミュニティ推進課
②地域や団体での出前講座の実施	○地域や団体での出前講座を実施し、意識の是正を図ります	コミュニティ推進課
③市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供	○特集を組む等、定期的に記事を掲載します。 ○情報誌の発行により、意識の是正を効果的に進めます。 ○市のホームページの掲載等を工夫します。	コミュニティ推進課 経営企画課 人権センター

(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進

具体施策	事業内容	担当課
①市の出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底	○写真・イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底します。	コミュニティ推進課 経営企画課 関係各課
②メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成	○講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を涵養します。 ○学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	コミュニティ推進課 学校教育課 生涯学習推進課

2 男女平等教育の促進、充実

(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

具体施策	事業内容	担当課
①幼児の発達段階に応じた教育の推進	○発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにします。 ○発達段階に応じて、男女平等意識を養う基礎づくりを図りながら、保育内容の充実に努めます。	子育て支援課（保育所）
②児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにします。 ○人格尊重・男女平等の視点に立った性に関する指導を実施します。 ○性に関する相談窓口の周知徹底と充実に努めます。	学校教育課 青少年育成課

(2) 社会教育における男女平等教育の促進

具体施策	事業内容	担当課
①保護者(PTA等)に対する男女平等教育についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。 ○男女平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等の発行物に教育方針の記事を掲載します。 	青少年育成課 生涯学習推進課 学校教育課 子育て支援課(保育所)
②関係資料の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ○図書、視聴覚資料などを収集、提供します。 ○人権課題解決のための図書、視聴覚資料などを研修教材として活用します。 ○男女共同参画週間等に特別展示を行います。 	市立図書館 人権センター コミュニティ推進課

(3) 教育関係者への男女共同参画に関する意識の向上

具体施策	事業内容	担当課
①社会教育委員や分館長等社会教育関係者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館活動等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。 	生涯学習推進課
②教職員・保育士等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○法や条例の趣旨を踏まえ、副読本等を活用する等男女平等の視点に立った教育を促進します。 ○法や条例の趣旨を踏まえ、男女平等の視点に立った意識改革を促進します。(子育て支援課の案) ○学校行事を中心として様々な教育活動において男女平等教育の理念を踏まえた教育活動を促進します。 ○市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請します。市で開催されるセミナー・フォーラムなどに参加要請します。 	学校教育課 子育て支援課(保育所) コミュニティ推進課